



ご利用者様

申請書の提出

市区町村の窓口

1次審査

訪問調査

認定調査

主治医による意見書の作成

2次審査

介護認定審査会による判定

要介護認定

郵送

通知

郵送

通知

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5



要支援1

要支援2

あいふるケアにて  
ケアプランを作成します。

各地域の高齢者支援センターへ

### ケアプラン作成

#### ①お申し込み

あいふるケアについてのご説明・ご契約日の設定をさせていただきます。

#### ②ご契約

重要事項の説明後、契約・個人情報使用同意の手続きを行います。

#### ③アセスメント（状態の把握・課題分析）

ケアマネージャーがご自宅へ伺い、ご利用者・ご家族に面談して行います。

#### ④サービス担当者との調整・会議等、居宅サービス計画書原案の作成

ケアマネージャーがご利用者・ご家族の希望、心身の状態などから適切な在宅サービスを利用できるように、居宅介護サービス事業者との連絡調整を行い、居宅サービス計画書原案を作成し、サービス担当者会議を開催します。

#### ⑤居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成

サービスの種類や内容、利用回数などを盛り込んだ居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。ケアプランの変更はいつでも出来ます。

あいふるケアの  
ケアマネージャーが  
真心こめて  
ご相談に応じます！



利用するサービス事業者との契約

### 介護給付（在宅サービス）

・介護用品レンタル ・介護用品販売 ・住宅改修 ・訪問介護 など

#### ⑥継続的にサービス利用状況を確認・評価

ケアマネージャーが月に一度ご自宅を訪問し、ご利用者やご家族の状況に合わせてケアプランを随時見直します。